

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900158号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900054号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

昭和51年4月にA社B工場からA社に異動し、海外勤務となったが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る従業員台帳、同社の事業主の陳述及び雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において同社B工場に継続して勤務(昭和51年4月1日にA社B工場からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場に係る昭和51年2月の厚生年金保険の記録から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年3月について、請求者の誤った厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和51年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900190号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900052号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年5月から昭和49年3月まで

私は、請求期間について、A社に訪問販売担当として勤務していた。当時の厚生年金保険料控除等の事実が確認できる給与明細書等はないが、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者の記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者を記憶する同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間の一部について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、平成23年8月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっていることが確認できる。

また、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者記録を有する同僚及び請求者が記憶する同僚16名に照会し、6名から回答があり、そのうちの2名は請求者のことを記憶していると回答しているものの、請求者の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の請求期間に係る事業所別被保険者名簿において、健康保険証の番号(厚生年金保険整理番号)は連番で記載されており、当該番号に欠番はないことが確認できる上、当該被保険者名簿から、請求者の氏名は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間当時に同種の業務に従事していた複数の同僚の氏名又は名字を陳述しているところ、上記被保険者名簿から、当該同僚のうちの数名については、請求期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないことから判断すると、請求期間当時、当該事業所においては、従業員の全てを厚生年金保険の被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間当時、B市及びC市に居住していた旨陳述しているところ、両市

は、請求期間に係る課税資料は、保存期限経過のため確認できない旨回答していることから、請求者の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる当時の給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900157号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900053号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA市役所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月1日から平成10年4月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、平成7年3月に60歳でB県の公立学校を定年退職し、同年4月1日から平成12年3月31日までA市の嘱託職員として同市立C幼稚園の園長を務めたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、同市における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成7年4月1日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA市から提出された同市及び同市教育委員会の辞令等により、請求期間を含む平成7年4月1日から平成12年3月31日までの期間において、訂正請求記録の対象者が、同市の嘱託職員として同市教育委員会に出向し、同市立C幼稚園の園長として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A市は、訂正請求記録の対象者の勤務状況が確認できる出勤簿、給与支給額が確認できる賃金台帳等の資料はなく、請求期間における訂正請求記録の対象者の具体的な勤務日数及び勤務時間並びに給与の支払及び厚生年金保険料の控除については、いずれも不明と回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、訂正請求記録の対象者のA市役所における資格取得年月日は平成10年4月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

さらに、公立学校共済組合及びD市からの回答により、訂正請求記録の対象者は、請求期間

のうち、平成7年4月1日から平成9年4月1日までの期間については同組合の任意継続組合員であり、同年4月1日から平成10年4月1日までの期間については国民健康保険の被保険者であることが確認でき、訂正請求記録の対象者は、定年退職により公立学校共済組合の組合員資格を喪失した際に同組合に任意継続組合員となる申出を行い、任意継続組合員の資格を喪失することとなる2年が経過した際に住所地であるD市で国民健康保険の被保険者となる手続を行ったと考えられ、同組合の任意継続組合員及び同市の国民健康保険被保険者は、いずれも他の被用者保険の被保険者となるときには、その資格を喪失することとなることから、請求期間において、訂正請求記録の対象者はA市役所の厚生年金保険被保険者であったとは認められない。

なお、A市の回答によると、同市立C幼稚園における訂正請求記録の対象者の後任者は同市の正規職員であるが、前任者は訂正請求記録の対象者と同様に同市の嘱託職員であることから、社会保険オンラインシステムにより、当該前任者の氏名検索を行ったが、同市役所における厚生年金保険被保険者記録がある者は確認できなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。